# 省令

**○法務省厚生労働省令第六号**

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第八条第二項第六号及び第九条第二号（同法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十一月八日

法務大臣　三好　雅子
厚生労働大臣　加藤　勝信

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成二十八年法務省厚生労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後

**別表第一**

一～五　（略）

六　その他（六職種九作業）

| 職種 | 作業 | 試験 | 試験実施者 |
|---|---|---|---|
| （略） | | | |
| リネンサプライ | リネンサプライ仕上げ | リネンサプライ技能実習評価試験 | 一般社団法人日本リネンサプライ協会 |
| コンクリート製品製造 | コンクリート製品製造 | コンクリート製品製造技能実習評価試験 | 一般社団法人全国コンクリート製品協会 |

七　（略）

**別表第二**

一～六　（略）

七　その他（十五職種二十七作業）

| 職種 | 作業 |
|---|---|
| （略） | |
| リネンサプライ | リネンサプライ仕上げ |
| コンクリート製品製造 | コンクリート製品製造 |

八　（略）

改正前

**別表第一**

一～五　（略）

六　その他（五職種八作業）

| 職種 | 作業 | 試験 | 試験実施者 |
|---|---|---|---|
| （略） | | | |
| リネンサプライ | リネンサプライ仕上げ | リネンサプライ技能実習評価試験 | 一般社団法人日本リネンサプライ協会 |
| （新設） | | | |

七　（略）

**別表第二**

一～六　（略）

七　その他（十四職種二十六作業）

| 職種 | 作業 |
|---|---|
| （略） | |
| リネンサプライ | リネンサプライ仕上げ |
| （新設） | |

八　（略）

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。

**○環境省令第十四号**

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十一月八日

環境大臣　小泉進次郎